

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子第一ビル

埼玉県行田市門井町二丁目三番地一号外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社金子総業 代表取締役 金子久男

埼玉県行田市門井町一丁目二十四番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

平成二十八年八月二十二日